

## 山鹿市パートナーシップ・パートナーシップ宣誓制度に関するQ&A（素案）

### Q1 対象者はどのような人ですか？

山鹿市では互いを人生のパートナーとし、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々など、日常の生活において相互に協力しあうことを約束したお二人とその家族を対象としています。

### Q2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

山鹿市の独自の制度であり、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても国の法律に基づいた制度ではありませんので、戸籍にも住民票にも記載されません。

### Q3 申請にあたり、プライバシーは守られますか？

ご希望の場合は、宣誓の際に会議室を準備しますので、予約するときにお申し出ください。

### Q4 宣誓の手續に費用はかかりますか？

宣誓に際し、費用はかかりません。ただし、住民票や独身証明書など宣誓に必要な書類の発行手数料は負担していただく必要があります。

### Q5 代理や郵送での申請はできますか？

職員の面前で、本人確認の上、宣誓書に記載していただく必要があるため代理や郵送の申請はできません。ただし、ご自分で記載が難しいなどの場合は、代筆書は可能です。

### Q6 通称名は使用できますか？

性別違和などの理由により、市長が必要と認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。その際は、受領証等も通称名で交付します。

### Q7 山鹿市民でないと宣誓できないのですか？

いずれか一方が山鹿市民の方、または14日以内に本市に転入を予定している方を対象としています。住民票、転出証明書が必要です。

**Q8 宣誓書受領証は即日発行されますか？**

宣誓書や必要書類等に不備がなく、宣誓が適正と認められる場合は、原則として、宣誓日当日に交付します。

**Q9 山鹿市外へ転出した場合はどうなりますか？**

パートナーシップ・ファミリーシップ関係の解消や一方の死亡、双方が市外へ転出する場合は宣誓書受領証を山鹿市に返還する必要があります。

**Q10 結婚とはどのように違うのですか？**

結婚は民法に基づく制度で、法的な権利、義務を伴います。それに対して、パートナーシップ・ファミリーシップ制度は「山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくもので法的効力はありませんが、お二人やご家族のパートナーシップ・ファミリーシップ関係を山鹿市が認める制度です。

**Q11 この受領証の交付を受けることでどんなメリットがありますか？**

受領証等を持つことの意義はお二人の気持ちを行政が受け止めること、及びお二人の関係を公式に認めることであり、現状で大きなメリットはありませんが、民間会社等において家族扱いのサービス拡大を期待するものです。